

令和8年度 都都景委第3号
青葉シンボルロード再整備基本設計業務
業務概要書

第1条（業務目的）

本業務は、静岡都心の貴重なオープンスペースである青葉シンボルロードの再整備に向け、「静岡都心まちなか再生指針」を踏まえ、通り全体の広場的な利用を見据えた空間の考え方にに基づき、緑地や道路のゾーニングや個別施設のデザイン・配置などを具体化するとともに、地域住民、周辺事業者、施設管理者等の関係者の意向を的確に把握し、合意形成を図りながら「青葉シンボルロード再整備基本設計」を実施することを目的とする。

第2条（施行場所）

静岡市葵区 呉服町二丁目外3地内
(市道市役所線から国道362号までの区間)

第3条（業務内容）

本業務は、次の事項に従って作業を進め、成果をとりまとめる。

1 青葉シンボルロード 再整備基本設計作成

「静岡都心まちなか再生指針」に基づき、関係者との合意形成プロセスを経て、施設の形状、寸法、構造、材質等を具体化し、次年度以降実施予定の実施設設計の基となる設計図書を作成する。なお、図面にあたっては、別途実施する「青葉シンボルロード測量業務（路線測量・平板測量）」と連動し、成果を作成するものとする。

(1) 設計と条件の調査・整理・確認

関連法令や制度などの法的条件や、新設および移設・撤去する施設・設備における構造的条件などの設計に影響を与える情報について、調査・整理・確認を行う。

(2) 交通影響の検証

将来的に、青葉シンボルロードを広場的な空間として活用していくうえでの周辺道路ネットワークや荷捌き等の商業活動に与える影響を簡易検証し、課題と対策を整理する。

ア. 青葉通りの車両規制時の周辺道路における影響の検証

イ. 交通処理における課題抽出と対応策の検討

なお、検証にあたっては、別途静岡市より交通データ等を貸与する。

(3) 設計方針の検討及び設定（平面、縦横断計画等の空間構成や動線計画、機能配置等）

(4) 景観検討

静岡市役所と常磐公園を結ぶ特徴的なビスタを活かした都市のシンボルとなる軸を形成するとともに、今の時代にふさわしい滞留・活動の空間となるよう、そのデザインのあり方やコンセプトを検討する。また、再整備後のイメージを視覚的に表現した鳥瞰図または透視図（パース）を2～3点作成する。作成視点は甲と協議の上決定する。

(5) 主要施設の基本設計

道路（歩道・車道および道路付属施設等）、緑地（園路・広場・植栽・休憩施設（ベンチ等）・照明・サイン等）の配置・構造検討を行う。

(6) 駐輪場上屋の改修（デザイン、規模、構造等）の検討

(7) 撤去基本設計

トイレ、モニュメントおよび既存のインフラ施設等再整備に支障となる建造物の移設撤去の検討を行う

(8) 基本設計図の作成

位置図、現況図、平面図、断面図、構造一般図、その他必要となる図面一式を作成する。

(9) 概算工事費の算出

工種別の概算工事費を算出する。

(10) 段階的整備計画の検討

上記(2)の交通影響の検証結果や(9)の概算工事費等を踏まえ、交通処理や工区の分割などの施工手順を考慮した段階的整備計画(案)を作成する。

(11) 道路・緑地等含む運営管理の手法や底地のあり方の検討

再整備後の公共空間および沿線事業者との協働を見据えた官民連携手法や体制の検討および底地管理のあり方について、条件を整理し、比較検討を行う。

(12) 照査

すべての成果品について、受託者の責任において十分な照査を行い、照査報告書を作成する。

2 青葉シンボルロード 再整備基本設計作成に向けた合意形成支援

地域の多様な主体(住民、商店会、関係団体等)との協働により計画を作成するため、以下の会議等の企画・運営を支援する。また、協議会やWS等の円滑な運営のため、外部有識者等を2名程度配置するものとする(委託料には、委員の招へいにかかる人件費等含む)。なお、会議等の開催回数、有識者人数は想定であり、甲と協議の上、変更できるものとする。

ア. 地域関係者協議会: 4回程度(委員8名程度 有識者2名含む)

イ. ワークショップ(WS): 2回程度

ウ. その他、必要に応じたオープンハウス、意見交換会等

エ. 上記にかかる資料作成・記録および会場の手配等

3 報告書作成

業務の過程、結果を報告書に簡潔にまとめる。

4 打合せ協議

本業務の打合せは、着手時1回、中間5回、成果品納入時1回の計7回とする。

第4条 (成果品)

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 報告書・概要版 … 各2部
- (2) 成果品の電子データ … 一式
- (3) 景観検討に用いた鳥観図、パース、3Dデータ等
- (4) その他発注者が必要と判断した資料